



地域のつながり みんなの居場所

## 「足利流こども食堂」助成事業

### 令和6年度 募集要項

#### 1 趣旨

近年、人間関係の希薄化、様々な家庭の事情により、子どもが抱える問題は複雑化し、孤立してしまう子どもも少なくありません。また、少子化・核家族化が進み地域コミュニティが衰退する中、孤立する子育て世代も増加しています。『足利流こども食堂』では、子どもやその家族をはじめとした参加者が“あたたかいごはん”を介して、家庭や学校でも無く地域において、安心できる居場所づくりを目指します。

#### 2 財源

赤い羽根共同募金「応援したい取り組みを選んで寄付できる」テーマ型共同募金運動（1～3月に実施）を活用して実施団体に助成を行います。

#### 3 助成内容・助成金額

(1) 『足利流こども食堂』の立ち上げに必要な経費及び初年度の運営費を含めて1団体につき、上限200,000円とし1回に限るものとします。

助成対象団体数は、募金総額の範囲で決定します。申請数が多い場合は、申請書類をもとに、足利市社会福祉協議会（以下、当会）で総合的に判断し決定します。

(2) 次に掲げる経費は、助成対象経費としないこととします。

- ・助成対象団体の構成員に対する人件費、謝礼、交通費及び宿泊費
- ・助成対象団体の構成員による会合の飲食費
- ・上記に掲げるもののほか、当会が助成することが適当でないと認める経費

## 4 助成対象となる団体及び事業の要件

- (1) 足利市内の地域住民が運営主体となっており、代表者、運営スタッフ、ボランティアの人員を含む体制が一定程度整っていること。
- (2) 特定の場所（足利市内）で、原則月に1回以上実施し、自立的・継続的に（概ね3年以上）活動できる見込みがあること。
- (3) 参加するこどもが、主に足利市内在住者であること。また、地域への周知を積極的に行い、こどもの参加が十分見込まれること。
- (4) こどもに対しては無料又は低額（1食あたり200円を上限とする）で、1回につき10食以上提供できること。
- (5) 参加するこどもには、参加登録させること。但し、営業許可を取得する場合はこの限りではない。
- (6) 安全面、衛生面について適切な配慮がなされていること。
- (7) 食事の提供の他に、こどもとコミュニケーションや交流を図る活動の場を、積極的に設けること。
- (8) 参加者の情報を適切に管理すること。
- (9) 他の補助金等を財源としない事業であること。
- (10) 営利活動や特定の政党もしくは政治団体にかかる活動または特定の宗教のための活動をする団体ではないこと。
- (11) 当会による運営等への助言を受け入れること。
- (12) 当会が実施する「1月から3月期の共同募金運動」に協力ができること。

## 5 助成対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

- ・令和7年度から新たに活動を始める団体へ助成します。（遅くとも9月までに活動を開始してください。）
- ・申請時に設立1年末満の団体も申請可能です。

## 6 申請方法と助成決定

所定の「助成申込書」に必要事項を記入の上、次の関係書類を添えて、令和6年5月31日（金）までに、当会まで申し込んでください。

当会において審査をし、助成団体を決定します。

- (1) 「足利流こども食堂」助成事業 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体概要書及び運営スタッフ（役員）名簿（様式第4号）
- (5) 団体の規約または会則、その他これに類するもの
- (6) その他、事業に関わる参考資料

## 7 活動の変更または中止

助成対象団体が、活動内容を変更または中止する場合には、事前に本会と協議の上、「足利流こども食堂」助成事業 変更（廃止）届（様式第8号・9号）を提出し、本会の承認を得なければならない。その場合、既に交付した配分金の一部または全額を返還することとする。

## 8 助成決定の取り消し

次に該当する場合は、助成決定を取り消し、既に交付した助成金の一部または全額を返還することとする。

- ・配分金を目的外に使用したとき
- ・年度内に計画した事業の実施が出来なかったとき

## 9 活動報告書等の提出

- ・毎月1回月次報告書を提出してください。（様式第5号）
- ・助成期間終了後、1ヶ月以内に、次の関係書類を添えて当会まで提出してください。  
(1) 「足利流こども食堂」助成金事業報告書（様式第6号）  
(2) 収支決算書（様式第7号）※ 領収書添付のこと

## 10 遵守事項

以下のことを遵守してください。違反が判明した場合には、助成決定の取り消しまたは助成金を返還していただきます。

- (1) 使用する施設等の使用ルールを守ること
- (2) 近隣の迷惑になる活動や公の秩序を乱す行為を行わないこと
- (3) 虚偽の申請や不正な手段で助成金を受けないこと
- (4) 事業計画以外の目的に助成金を使用しないこと

## 11 その他

2年目以降の運営費については、初年度の実績をふまえて協議します。

